

大規模氾濫に備える地域の取組方針

平成30年3月28日

東予地方局今治土木事務所 大規模氾濫に関する減災対策協議会

(今治市、上島町、愛媛県東予地方局今治土木事務所)

1 本協議会の構成

本協議会の参加機関及び委員等は、以下のとおりである。

参加機関	委員
今治市	市長
上島町	町長
今治市総務部	部長
今治警察署	署長
伯方警察署	署長
今治市消防本部	消防長
上島町消防本部	消防長
愛媛県 東予地方局今治土木事務所	所長
愛媛県 玉川ダム管理事務所	所長
愛媛県 台ダム管理事務所	所長

(オブザーバー)

参加機関	オブザーバー
国土交通省 松山河川国道事務所長	所長
気象庁 松山地方气象台長	台長
東予地方局 防災対策室	室長
東予地方局 今治支局 総務県民室	室長

2 協議会の目的

平成 27 年 9 月の茨城県の鬼怒川流域での水害、平成 28 年 8 月の岩手県の小本川での水害では、多くの尊い命が失われたほか、多数の孤立者が発生するなど、近年、全国各地で甚大な被害が頻発している。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しつつあり、今後も、水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

本協議会は、本県においても、“大規模な氾濫は必ず起こる”との認識のもと、河川の氾濫から住民の命を守ることを最優先に、関係機関がより一層連携して、水防体制・避難体制の強化に取り組むものである。

3 地域の実行方針

河川の氾濫から“逃げ遅れゼロ”の実現を目指し、以下の施策に取り組む。

- (1) 円滑・迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための取組

4 概ね5箇年で実施する取組

(1) 円滑・迅速な避難行動のための取組

1) 情報伝達・避難計画等に関する取組

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
①洪水時における防災情報（河川情報・避難情報等）の連絡体制に関する取組							
ア. 洪水時における情報連絡体制の確認	■出水期前に水位到達情報等の連絡体制を関係機関で確認	蒼社川	県 今治市	引き続き 毎年実施	◆出水期前に水位到達情報等の連絡体制を関係機関で確認	◆出水期前に今治市水防本部運営図上訓練にて、水位到達に伴う避難勧告等の発令判断及び連絡体制を確認。	
イ. 直接市町長等に河川情報を伝達する「ホットライン」の構築	■今治市と今治土木事務所との「ホットライン」の構築	蒼社川	県 今治市	平成30年 5月末	◆今治市と今治土木事務所との「ホットライン」の構築		
ウ. 水位到達情報文の改良	■「氾濫危険情報様式（愛媛県水防計画）」の改良	蒼社川	県	平成30年度	◆県土木部河川課で「氾濫危険情報様式（愛媛県水防計画）」を分かりやすい内容等に改良		
エ. 洪水時の河川管理者・市町等の防災行動を予め定める「水害対応タイムライン」の作成	■避難勧告の発令等に着目した「水害対応タイムライン」（事前防災行動計画）の作成	蒼社川	県 今治市	平成33年度 まで（H30 検討実施）	◆県水防計画、今治市地域防災計画等における情報伝達、防災行動を体系化した避難勧告の発令等に着目した「水害対応タイムライン」（事前防災行動計画）の作成		
②避難行動、水防活動に資する防災情報（河川情報・避難情報）の拡充に関する取組							
ア. 河川情報の拡充に向けた検討	■水害危険性周知河川の設定に向けた検討 今治市…頓田川等	全域	県 今治市	平成30年度 から検討実施	◆水害危険性周知河川の設定及び基準水位（避難判断水位・氾濫危険水位等）の検討		
	■その他、住民の「逃げ遅れゼロ」の実現に向けた河川情報・避難情報の拡充に関する検討	全域	県 今治市 上島町	平成28年度 から検討実施	◆アラームメール（えひめ川メール）の利用登録の啓発（H28年度～） ◆河川監視カメラ画像をWebにより提供（蒼社川 整備済み）	◆テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、各種媒体を通じた情報発信と車両等による広報体制の検討 ◆愛媛県防災メールの登録啓発	◆テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、IP告知端末機、CATV等、各種媒体を通じた情報発信と車両等による広報体制の検討 ◆愛媛県防災メールの登録啓発
		蒼社川	県 今治市	平成27年度 から31年度 まで	◆今治市が構築する情報システムへの支援・協力	◆災害時における情報収集や市民等への情報伝達を充実させるため、市全域をカバーする統一された情報システムを構築する。	
イ. 想定最大規模洪水に対応した浸水想定区域等の整備・提供（水位周知河川）	■想定最大規模洪水を対象とした浸水想定区域図の整備 ■家屋倒壊等氾濫想定区域の設定・浸水継続時間の明示	蒼社川	県	平成28年5 月整備公表 済み	◆想定最大規模洪水を対象とした浸水想定区域図の整備（H28.5月整備済み） ◆家屋倒壊等氾濫想定区域の設定・浸水継続時間の明示（H28.5月整備済み）		

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
ウ. 想定最大規模洪水に対応したハザードマップの整備・提供（水位周知河川）	<ul style="list-style-type: none"> ■想定最大規模洪水による浸水想定に対応したハザードマップの整備 ■想定最大規模洪水に対応した避難経路の検討 	蒼社川	県 今治市	平成 28 年度 整備公表済 み	◆河川管理者として市の活動を支援	◆想定最大規模洪水による浸水被害に対応したハザードマップを整備（28 年度実施） ◆今治市洪水避難計画の見直しの検討	
エ. 防災情報等の提供内容・方法等の拡充	■えひめ河川（かわ）メール等による河川情報の配信	全域	県	引き続き 実施	◆「えひめ河川（かわ）メール」の配信により、河川水位・雨量等の防災情報を提供する。		
	■河川監視カメラ画像の提供	蒼社川	県	引き続き 実施	◆河川監視カメラ画像を、引き続き Web で提供する。 ※蒼社川（片山）		
③避難計画等の作成に関する取組							
ア. 水災害による避難指示・勧告発令時における住民の避難計画の策定	■避難計画の策定（修正）	全域	今治市 上島町	引き続き 実施	◆避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を踏まえて検討する。 ◆水害危険性周知河川での洪水避難計画の策定を検討していく。	◆避難勧告等の判断・伝達マニュアルを踏まえて避難計画の策定。（28 年度修正済み）	

2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
①洪水に対する防災情報（河川情報・避難情報等）や避難に関する周知・教育に関する取組							
ア. 地域住民への重要水防箇所の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関と地域住民が連携した重要水防箇所の合同点検の実施 ■重要水防箇所の啓発チラシの配布 	全域	全機関	平成 28 年度 から毎年実 施	◆関係機関と地域住民が連携した重要水防箇所の合同点検の実施（H28 年度～毎年実施） ◆重要水防箇所の啓発チラシの配布（H28 年度～毎年実施） ◆県・各市町のホームページに掲載（H30 年度～）		
イ. 河川情報・避難情報等の活用や防災教育等の円滑・迅速な避難に向けた広報活動の実施	■各種説明会（※自主防災組織への説明会等）など、多様な機会を活用して河川情報やハザードマップの活用について説明やチラシ等を配布	全域	全機関	平成 30 年度 以降検討	◆減災対策協議会等において関係者に避難活動の充実を図る啓発を実施	◆今治市洪水ハザードマップや広報、水防月間のチラシ等を活用した減災啓発の実施（H29 年度～）	◆広報誌を通じた水防災意識の啓発
	■行政による出前講座の開催	全域	県 今治市 上島町		◆要望に応じ、出前講座「今日からできる河川防災情報の活用について」により水災害教育を実施	◆市民向けの出前講座や防災訓練等の実施を通して、各種危険水位と避難行動との関係等の理解を推進する。	◆県政出前講座の活用

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
ウ. 要配慮者利用施設等への避難確保計画作成や避難訓練実施の促進・充実に向けた支援活動の実施	<p>■市町が要配慮者利用施設の管理者向け説明会の開催</p> <p>■市町が避難確保計画の作成に関するチラシを配布</p>	全域	県 今治市 上島町	平成 30 年度 以降検討	<p>◆河川管理者として市町の活動を支援</p>	<p>◆要配慮者利用施設に対して訓練の実施と、避難確保計画の作成を依頼する。</p> <p>◆浸水想定区域等にある要配慮者利用施設が実施する訓練等の支援（引き続き実施）</p> <p>◆浸水想定区域であることを防災マップ配布により周知している。（H28 年度～）</p>	<p>◆要配慮者利用施設・福祉施設担当部局と連携して、情報伝達訓練や避難訓練の計画の支援</p> <p>◆防災マップ配布により周知している。</p>
②住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実に係る取組							
ア. 洪水時における多様な関係機関が連携した避難訓練等の実施	■関係機関と地域住民が連携した「水防時における河川水位情報等の伝達訓練」を実施	全域	今治市 上島町 （県も参加）	平成 30 年度 以降検討	◆河川管理者として市町の活動を支援	<p>◆関係機関が連携した「水防時における河川水位情報等の伝達訓練」を実施</p> <p>◆要配慮者利用施設を含めた伝達訓練の実施</p>	<p>◆関係機関が連携した「水防時における河川水位情報等の伝達訓練」を実施</p> <p>◆要配慮者利用施設を含めた伝達訓練の実施</p>

（２）洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための取組

１）水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
①重要水防箇所の点検に関する取組							
ア. 重要水防箇所の精査・見直し	■重要水防箇所の精査・見直し及び関係機関相互の確認を実施	全域	全機関	引き続き毎年実施	◆「東予地方局今治土木事務所大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、必要に応じて重要水防箇所の精査・見直しを検討（H30 年度～）		
イ. 重要水防箇所の点検	■関係機関と地域住民が連携した重要水防箇所の合同点検の実施（再掲）	全域	全機関	引き続き毎年実施	◆関係機関と合同で重要水防箇所の点検等を実施（再掲）		
②水防資器材の整備等に関する取組							
ア. 水防資器材の点検・補充	■各機関が保有する水防資器材を点検・補充するとともに、関係機関が保有状況を共有し、応援体制を確認	全域	全機関	引き続き毎年実施	<p>◆毎年策定される「愛媛県水防計画」により水防資器材の保有状況を確認（引き続き実施）</p> <p>◆県が補充しておくべき品目の選定を関係機関と検討</p>	<p>◆毎年策定される「愛媛県水防計画」により水防資器材の保有状況を確認（引き続き実施）</p> <p>◆出水期前、出水期後に各水防倉庫及び各支所の水防資器材の点検・補充</p>	◆毎年策定される「愛媛県水防計画」により水防資器材の保有状況を確認（引き続き実施）
イ. 水防資器材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	■水防資器材の広域支援の検討	全域	県 今治市 上島町	平成 30 年度 以降検討	◆大規模災害に備え、国、県、市町間の資器材の応援体制の構築を検討（H30 年度～）		

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
③水防訓練の充実等に関する取組							
ア. 洪水時における情報連絡に関する訓練の実施	■関係機関と地域住民が連携した「水防時における河川水位情報等の伝達訓練」を実施（再掲）	蒼社川	県 今治市	平成 30 年度 以降検討	◆関係機関が連携した「水防時における河川水位情報等の伝達訓練」を実施 ◆要配慮者利用施設を含めた伝達訓練の実施 ◆情報伝達方法の改善		
イ. 多様な関係機関が連携した水防訓練の実施	■水防訓練の実施（参加）	蒼社川	県 今治市	平成 30 年度 以降検討	◆水防訓練の参加	◆水防訓練の実施	
ウ. 水防工法に関する知識・技術の研鑽	■県政出前講座「水防工法について」を実施	全域	全機関	平成 30 年度 以降検討	◆要望に応じ県政出前講座「水防工法について」を実施	◆水防団・消防署・市関係職員などの参加による水防演習の実施	◆水防団・消防署・町関係職員などの参加による水防演習の実施
エ. 水門、樋門等の施設点検	■水門、樋門の施設点検の実施	水門・ 樋門設 置河川	県 今治市	引き続き実 施	◆県が管理する水門 1 2 か所、樋門 1 か所を、 毎年点検する。	◆今治市が管理する排水門等を点検していく。	
④水防に関する広報の充実等に関する取組							
ア. 消防団が実施する水防活動を広く P R	■消防団の水防活動を P R	全域	今治市 上島町	平成 30 年度 から検討実 施	◆市町の取組に協力	◆ホームページにおいて、消防団の水防活動を P R（引き続き実施） ◆消防団員確保キャンペーンなどの機会に活動内容を P R（引き続き実施）	◆ホームページにおいて、消防団の水防活動を P R（引き続き実施） ◆消防団員確保キャンペーンなどの機会に活動内容を P R（引き続き実施）

2) 円滑・迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

取組方針	取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内 容		
					愛媛県	今治市	上島町
① 越水による堤防決壊までの時間を遅らせる危機管理型ハード対策に関する取組							
ア. ハード対策に関する取組	■河川の堤防補強	全域	県 今治市 上島町	平成 32 年度 末を目標	◆蒼社川（四村～玉川町小鴨部地区）右岸の堤防補強工事の実施	◆県事業への協力支援	◆県事業への協力支援

5 フォローアップ

これらの取組を着実に実施し、本協議会の目的を達成するため、毎年、出水期前に進捗状況等をフォローアップするとともに、必要に応じて、これらの取組の改良を行う。